

平成30年度

熊本県立高等学校

入学者選抜要項

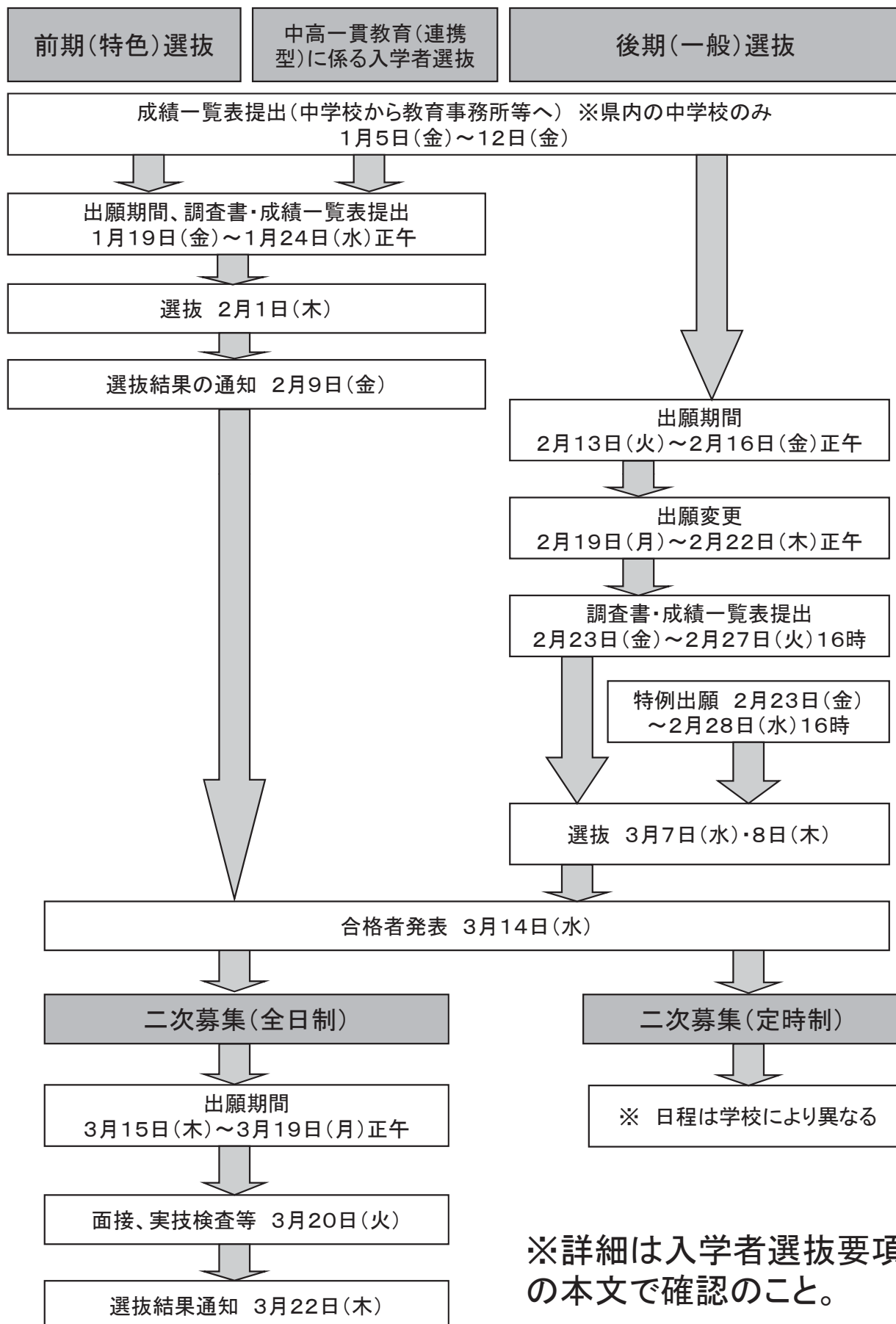
熊本県教育委員会

平成30年度入学者選抜の主な日程

		事 項	期 日 ・ 期 間
全 日 制 課 程 ・ 定 時 制 課 程	前 期 （ 特 色 ） 選 抜	実施届 【高→県】	7月 4日(火)まで
		学校独自検査等の細目の実施届 【高→県】	9月15日(金)まで
		成績一覧表提出（県内の中学校のみ） 【中→教育事務所等】	1月 5日(金)～1月12日(金)
		出願期間 【中→高】	1月19日(金)～1月24日(水)正午
		農業自営者養成学科入学志願者調書提出	1月19日(金)～1月24日(水)正午
		調査書、成績一覧表提出 【中→高】	1月19日(金)～1月24日(水)正午
		出願者数報告 [ファクシミリ] 【高→県】	1月24日(水)13:00～14:00
		特別配慮承認願 【高→県】	1月26日(金)まで（特別配慮をする場合）
		健康診断実施承認願 【高→県】	1月26日(金)まで（健康診断をする場合）
		前期（特色）選抜実施日	2月 1日(木)
		結果の通知 [文書] 【高→中→本人】	2月 9日(金)
		結果報告 [ファクシミリ] 【高→県】	2月 9日(金)9:00～10:00
		合格者発表	3月14日(水)
全 日 制 課 程	中 高 一 貫 教 育 （ 連 携 型 ） に 係 る 入 学 者 選 抜	実施届 【高→県】	10月20日(金)まで
		課題の通知 【高→中】	11月10日(金)まで
		面接・作文実施届 【高→県】	1月 9日(火)まで
		成績一覧表提出（県内の中学校のみ） 【中→教育事務所】	1月 5日(金)～1月12日(金)
		出願期間 【中→高】	1月19日(金)～1月24日(水)正午
		調査書、成績一覧表提出 【中→高】	1月19日(金)～1月24日(水)正午
		出願者数報告 [ファクシミリ] 【高→県】	1月24日(水)13:00～14:00
		中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜実施日	2月 1日(木)
		結果の通知 [文書] 【高→中→本人】	2月 9日(金)
		結果報告 [ファクシミリ] 【高→県】	2月 9日(金)9:00～10:00
合格者発表	3月14日(水)		
		通信制の入学者選抜要項承認願 【高→県】	9月15日(金)まで
		専攻科の入学者選抜要項承認願 【高→県】	8月10日(木)まで

		事 項	期 日 ・ 期 間
全 日 制 課 程 ・ 定 時 制 課 程	後 期 一 般 選 抜	学校選択問題事前報告 【高→県】	12月 1日(金)まで
		実技検査細目実施届 【高→県】	12月 1日(金)まで
		得点の特別処理承認願 【高→県】	12月 1日(金)まで
		成績一覧表提出 (県内の中学校のみ) 【中→教育事務所等】	1月 5日(金)～1月12日(金)
		出願期間	2月13日(火)～ 2月16日(金)正午
		農業自営者養成学科入学志願者調書提出	2月13日(火)～ 2月16日(金)正午
		出願者数報告 [ファクシミリ] 【高→県】	2月16日(金)13:00～14:00
		出願変更	2月19日(月)～ 2月22日(木)正午
		出願変更報告 [ファクシミリ] 【高→県】	2月22日(木)13:00～14:00
		調査書、成績一覧表提出 【中→高】	2月23日(金)～ 2月27日(火)16:00
		職業学科面接・作文実施届 【高→県】	2月16日(金)まで
		定時制における成人特別措置、海外帰国生徒等の特別措置面接・作文実施届 【高→県】	2月28日(水)まで(特別措置をする場合)
		海外帰国生徒等の特別措置承認願 【高→県】	2月28日(水)まで(特別措置をする場合)
		特別配慮承認願 【高→県】	2月28日(水)まで(特別配慮をする場合)
		難聴者に関する調査報告 【高→県】	2月28日(水)まで
		健康診断実施承認願 【高→県】	2月28日(水)まで(健康診断をする場合)
		特例出願受付	2月23日(金)～2月28日(水)16:00
		特例出願者数報告 [ファクシミリ] 【高→県】	2月28日(水)16:00～17:00(出願があった場合)
		後期(一般)選抜実施日	3月 7日(水) 国、理、英(面接)、(作文)
			3月 8日(木) 社、数、(実技検査)、(面接)、(作文)
実受検者数報告 [ファクシミリ] 【高→県】	3月 8日(木)14:00～15:00		
合格者発表	3月14日(水)		
合格者数報告 [ファクシミリ] 【高→県】	3月14日(水)9:00～10:00		
入学者選抜結果報告(文書) 【高→県】	3月29日(木)まで		
全 日 制 課 程 ・ 定 時 制 課 程	二 次 募 集	全日制二次募集面接等実施届提出 【高→県】	3月15日(木)まで
		全日制二次募集出願期間	3月15日(木)～ 3月19日(月)正午 (二次募集実施校は3月14日に発表)
		全日制二次募集成績証明書等送付者数報告 [ファクシミリ] 【高→県】	3月19日(月)13:00～13:30
		全日制二次募集出願者数報告 [ファクシミリ] 【高→県】	3月19日(月)13:00～13:30
		全日制二次募集成績証明書等受領確認報告 [ファクシミリ] 【高→県】	3月19日(月)
		全日制二次募集出願者面接等実施	3月20日(火)
		全日制二次募集選抜結果通知 【高→本人・中】	3月22日(木)
		全日制二次募集選抜結果報告 [ファクシミリ] 【高→県】	3月22日(木)9:00～10:00
		定時制二次募集実施要項提出 [ファクシミリ] 【高→県】	3月14日(水)10:00まで(文書は3月15日まで)
		定時制二次募集面接・作文実施届提出 【高→県】	3月15日(木)まで
		定時制二次募集	(二次募集実施校及び日程等は3月14日に発表)

平成30年度入学者選抜の主な日程



平成30年度
熊本県立高等学校入学者選抜要項

I 前期（特色）選抜

1	趣旨	1
2	実施学科等	1
3	出願資格	1
4	募集人員	1
5	通学区域等	2
6	出願期間	2
7	出願手続等	2
8	選抜	5
9	選抜結果の通知等	6
10	合格者の発表	6
11	不合格者の取扱い	6

II 中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜

1	実施高等学校	7
2	出願資格	7
3	募集人員	7
4	出願期間	7
5	出願手続等	7
6	選抜	8
7	選抜結果の通知等	9
8	合格者の発表	9
9	不合格者の取扱い	9

III 後期（一般）選抜

1	趣旨	10
2	実施学科等	10
3	出願資格	10
4	入学者選抜の方法	10
5	募集人員	11
6	通学区域等	11
7	出願期間	11
8	出願手続等	12
9	選抜	14
10	合格者の発表	17
11	不合格者の取扱い	17

IV 二次募集

〈全日制課程〉

1	実施学科等	18
2	出願資格	18
3	募集人員	18
4	出願期間	18
5	出願手続等	18
6	選抜	19
7	選抜結果の通知等	19
8	不合格者の取扱い	19

〈定時制課程〉

1	実施学科等	20
2	出願資格	20
3	出願手続等	20
4	実施要項	20
5	不合格者の取扱い	20

V 県外からの出願及び県外への出願の手続

1	県外中学校出身者で熊本県立高等学校に出願する場合	21
2	熊本県内中学校出身者で県外公立高等学校に出願する場合	21

VI 身体に障がいがある受検者への配慮事項

1	手続の方法等	22
2	具体的な配慮	22

VII 海外帰国生徒等の取扱い

1	海外帰国生徒等への配慮事項	23
2	後期（一般）選抜における海外帰国生徒等の特別措置	23

VIII 郵送による個人情報提供

1	提供する個人情報	24
2	提供を希望できる者	24
3	提供する期日等	24
4	提供を希望する際の手続等	24
5	留意事項	24

Ⅸ その他

1	入学者選抜事務処理要項	25
2	文部科学省指定農業経営者育成高等学校の農業自営者養成学科 入学志願者に対する農業自営志願に関する証明書等	25
3	高等学校通信制課程及び専攻科の入学者選抜要項	25
4	中高一貫教育（併設型）に係る当該併設型高等学校への入学について	25

様式

様式 1-(1)	入学願（前期（特色）選抜）	26
様式 1-(2)	入学願（中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜）	27
様式 1-(3)	入学願（後期（一般）選抜）	28
様式 2	受検票	29
様式 3	写真票	29
様式 4	農業自営者養成学科入学志願者調書	30
様式 5	自己申告書	31
様式 6	調査書	33
様式 7	成績一覧表	36
様式 8	前期（特色）選抜の選抜結果通知書	38
様式 9	前期（特色）選抜の合格内定通知書	39
様式 10	中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜の選抜結果通知書	40
様式 11	中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜の合格内定通知書	41
様式 12	定時制課程における成人特別措置申請書	42
様式 13	出願変更願（甲）	43
様式 14	出願変更願（乙）	44
様式 15	入学願（二次募集）	45
様式 16	二次募集受付票	46
様式 17	後期（一般）選抜学力検査成績証明書等送付願	47
様式 18	選抜結果通知書	48
様式 19	二次募集の選抜結果通知書	49
様式 20	県外公立高等学校入学志願についての証明書	50
様式 21	海外帰国生徒等の特別措置適用申請書	51
様式 22	郵送による個人情報の提供希望願	52

付表

	熊本県立高等学校の通学区域に関する規則	53
--	---------------------	----

平成30年度 熊本県立高等学校入学者選抜要項

この要項は、平成30年度熊本県立高等学校入学者選抜に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

I 前期（特色）選抜

1 趣旨

- (1) 受検者の多様な能力・適性や意欲・関心、努力の成果等について優れた面を積極的に評価する。
- (2) 実施する学校においては、それぞれの特色に応じた選抜を行うことで、特色化を積極的に進める。

2 実施学科等

普通科の第1学年から定員を定めて募集するコース（以下、「コース」という。）、専門学科及び総合学科のうち、希望する学科・コース。ただし、中高一貫教育（連携型）を行う高等学校を除く。

3 出願資格

入学を志願できる者は、次の(1)、(2)をともに満たしていることを中学校又はこれに準じる学校（以下、「中学校」という。）の校長が確認した者で、かつ、(3)～(5)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前期（特色）選抜において、各高等学校長が定めた自校が重視する観点を理解し、希望する者
- (2) 合格した場合は、必ず入学する者
- (3) 平成30年3月に中学校を卒業見込みの者又は中学校を卒業した者
- (4) 平成30年3月に中等教育学校の前期課程を修了見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (5) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当し、中学校を卒業した者と同以上の学力があると認められた者

4 募集人員

募集定員の50パーセント以内の範囲で当該高等学校長が定める。

5 通学区域等

通学区域は、熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（付表）により、県下全域となる。

同規則第4条による特例等は、次のとおりとする。

(1) 通学区域外（以下、「学区外」という。）となる県外からの出願者に入学を許可し得る数は、募集人員の5パーセント以内とする。ただし、次のア～ウについては、この限りでない。

ア 募集人員の5パーセント以内の人数が最大でも0となる場合は、1人とすることができる。

イ 県境の市町村に所在する高等学校においては、県教育委員会に申請し、承認を受けることによって、高等学校が所在する市町村と隣接する県外の市町村に保護者の生活の本拠がある出願者に入学を許可し得る数を、募集人員の20パーセント以内の範囲で変更することができる。

ウ 特色のある学科・コースを設置する高等学校においては、県教育委員会に申請し、承認を受けることによって、当該の学科・コースへの県外からの出願者に入学を許可し得る数を、募集人員の20パーセント以内の範囲で変更することができる。なお、特色のある学科・コースとは、教育課程が全国あるいは九州で特色のある学科・コースのことをいう。

(2) (1)のイ、ウにおける変更内容については、各高等学校が作成する募集要項等によって周知することとする。

6 出願期間

出願期間は、平成30年1月19日（金）から1月24日（水）までの間、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。ただし、土曜日及び日曜日は除く。なお、郵送による出願の場合は、1月23日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 出願手続等

(1) 出願手続

ア 出願者による手続

出願者は、次の書類を在学する中学校長又は出身中学校長（以下、「出身中学校長」という）を経由して出願先の高等学校長に提出する。

(ア) 入学願（様式1-(1)に準拠して各高等学校長が定める。）

a 入学願記載事項の証明に当たっては、出身中学校長は、厳正な調査に基づいて責任ある証明をしなければならない。

b 志願先の高等学校の学区外の中学校出身者で、通学区域内（以下、「学区内」という。）として出願する者は、保護者の生活の本拠が学区内にあるということを証明できる書類を添付しなければならない。

c 学区内、学区外の記載について疑義がある場合は、当該高等学校長は、出願した者に対し、その保護者の生活の本拠が学区内にあるということを証明する書類を提出させることができる。

(イ) 受検票（様式2）

(ウ) 写真票（様式3）

(エ) 農業自営者養成学科入学志願者調書（様式4）

農業科、総合農業科、園芸科、園芸・果樹科、施設園芸科、園芸科学科、畜産科、畜産科学科、食農科学科、農業食品科、生活文化科及び生物生産科に志願する者は、農業自営者養成学科入学志願者調書を添付しなければならない。なお、学科の改編等があった場合は、必要に応じて別途通知する。

(オ) 自己申告書（様式5）

a 出願者のうち、欠席日数が1年間で30日以上の方については、自己申告書を提出することができる。ただし、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

b 自己申告書（様式5をコピーして使用しても可。）は、出願者本人が記入する。

c 自己申告書は、本人の氏名、郵便番号、住所を記入した返信用封筒（定形。切手は不要。）を同封の上、厳封した後、中学校長に提出する。なお、提出する封筒には、中学校名、氏名を記入しておくこと。また、いずれの封筒も出願者が準備すること。

d 中学校長は、自己申告書が提出された場合、これを入学願、調査書等とともに、出願先の高等学校長に提出しなければならない。

e 高等学校長は、提出された自己申告書をもって、出願者が不利益な取扱を受けることのないよう留意する。

(カ) 県外公立高等学校入学志願についての証明書（様式20）

県外中学校出身者で熊本県立高等学校に出願する者は、県外公立高等学校入学志願についての証明書を添付しなければならない。

(キ) 入学者選抜手数料

入学者選抜手数料は、全日制課程は2,200円、定時制課程は950円とする。いったん受理した入学者選抜手数料は、理由のいかんを問わず返付しない。

イ 中学校長による手続

中学校長は、出願者から提出された上記アの(ア)～(キ)のほか、次の書類を出願先の高等学校長に提出する。

(ア) 調査書（様式6）

a 中学校長は、調査書委員会を設け、作成された調査書について、記載内容を生徒指導要録と照合の上審査を行い、公正かつ遺漏のないようにしなければならない。

b 調査書は、「調査書の記入上の注意」を参照の上、生徒指導要録に基づいて厳正かつ記載不備のないように作成しなければならない。

c 出身中学校長は、調査書を平成30年1月19日（金）から1月24日（水）正午までに、出願先の高等学校長に提出しなければならない。ただし、土曜日及び日曜日は除く。

d 平成29年3月以前に中学校を卒業した者については、当該年度における熊本県立高等学校入学者選抜要項による調査書の様式に従って作成すること。

なお、平成24年3月以前に中学校を卒業した者については、調査書の提出を要しない。

(イ) 成績一覧表（様式7）

a 県内の中学校長は、県教育委員会が作成した入力用ファイルを用いて、出願者の属する学年全員の成績一覧表を平成29年12月31日（日）現在で作成し、平成30年1月5日（金）から1月12日（金）までに、当該教育事務所に（ただし、熊本市立中学校、山鹿市立中学校及び国・県・私立中学校の校長は、熊本県教育庁教育指導局高校教育課長に）提出して、証明を受けなければならない。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。提出する成績一覧表の部数は、前期（特色）選抜、中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜及び後期（一般）選抜に出願予定の高等学校数に3部を加えた数とし、成績一覧表の電子データが記録されたコンパクトディスク（以下、「CD」という。）も提出する。（入力用ファイルの配付等については、別途通知する。）

中学校長は、証明を受けた成績一覧表を平成30年1月19日（金）から1月24日（水）正午までに、出願先の高等学校長に1部提出しなければならない。ただし、土曜日及び日曜日は除く。なお、証明済みの成績一覧表1部を学校に保管すること。

b 各教育事務所長は、中学校長から提出され、証明した成績一覧表1部及び成績一覧表の電子データが記録されたCDを平成30年1月25日（木）までに、熊本県教育庁教育指導局高校教育課長に提出しなければならない。成績一覧表1部は保管すること。なお、提出されたCDは、平成30年度高等学校入学者選抜に関する事務が終了後、すみやかに廃棄するものとする。

c 平成29年3月以前の卒業者に関する成績一覧表については、過去に当該教育事務所長等に審査、証明を受けたものの写しに出身中学校長による原本証明をしたものでもよい。この場合は、当該教育事務所長等への提出を省略するものとする。なお、平成24年3月以前に中学校を卒業した者については、成績一覧表を作成する必要はない。

d 熊本県外の中学校長は、成績一覧表を平成30年1月19日（金）から1月24日（水）までに、熊本県教育委員会（熊本市中央区水前寺6丁目18番1号、熊本県教育庁教育指導局高校教育課長宛て）及び出願先の高等学校長に各1部提出しなければならない。ただし、土曜日及び日曜日は除く。なお、詳細については、V 県外からの出願及び県外への出願の手続を参照のこと。

ウ 高等学校長による手続

高等学校長は、提出された上記アの(ア)～(キ)を受理した場合は、受検票を交付する。

(2) 出願の制限

出願は、1校1学科・コース限りとする。第2志望を申し出ることにはできない。

(3) 出願変更

いったん出願した場合は、変更はできない。

(4) 出願取消し

やむを得ない事情のために出願を取り消す場合は、平成30年1月25日（木）から1月31日（水）午後4時までに、本人、保護者及び出身中学校長連署の上、文書で出願先の高等学校長に届け出なければならない。ただし、土曜日及び日曜日は除く。

8 選抜

(1) 実施日

平成30年2月1日（木）

(2) 検査場

検査場は、出願した高等学校とする。

(3) 検査内容

- ア 高等学校長は、学校独自検査の中から選抜方法を定める。（複数の組合せも可。）
- イ 学校独自検査とは、面接、小論文、実技検査、実験、自己表現、総合的な学習の時間の成果の発表に関するものなど、学校が独自に行う検査をいう。ただし、学力検査は実施しない。

(4) 選抜方法

- ア 高等学校長は、入学者の選抜に当たって自校が重視する観点に沿って、受検者の多様な能力・適性や意欲・関心、努力の成果等について優れた面を積極的に評価する。
- イ 入学者の選抜は、出身中学校長から送付された調査書、成績一覧表等の書類及び各高等学校が実施した学校独自検査の結果を資料として総合的な判断のもとに行う。
- ウ 選抜基準は、当該高等学校長が定める。

(5) 検査の実施

- ア 検査場の責任者は、当該高等学校の校長とする。
- イ 校長は、当該高等学校の教職員を指揮して検査を実施する。

(6) 前期（特色）選抜委員会の設置

高等学校長は、あらかじめ前期（特色）選抜委員会を組織し、厳正・公正な選抜となるよう十分検討するものとする。

(7) 受検者の携帯品

受検者は、受検票、筆記用具、消しゴム及び前期（特色）選抜に必要な用具を持参すること。（前期（特色）選抜に必要な用具は、出願先の高等学校長が定めて示す。）ただし、下敷き、電卓、計算機能・辞書機能・地図表示機能を持つ時計、移動通信機器（携帯電話等）等、検査上公正を欠くものの検査室への持ち込みは許さない。

(8) 健康診断

高等学校長は、調査書の健康の記録欄によって、より精密な検査を必要と認める場合には、学校医又は公的な医療機関による検査を求めることができる。

(9) その他

ア 高等学校長は、前期（特色）選抜で自校が重視する観点、募集人員、検査内容、選抜方法等を県教育委員会に報告し、県教育委員会はこれをまとめて発表する。

イ 入学願、調査書及び成績一覧表等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

9 選抜結果の通知等

選抜結果は、平成30年2月9日（金）に、当該高等学校長から出願者の出身中学校長に通知（様式8）するとともに、合格内定者に対しては、出身中学校長をとおして本人に通知（様式9）する。

ただし、選抜結果の通知書は、出願者の出身中学校長又はその代理者に手交することができる。

10 合格者の発表

平成30年3月14日（水）に、後期（一般）選抜の合格者と同時に、出願した各高等学校において、受検番号で発表する。

11 不合格者の取扱い

- (1) 選抜の結果、不合格になった者は、改めて後期（一般）選抜に出願することができる。なお、同一の高等学校に再び出願する場合は、出願に必要な書類のうち、調査書、成績一覧表及び農業自営者養成学科入学志願者調書を省略するものとする。
- (2) 高等学校長は、不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人宛て、親展便にて返却するものとする。

Ⅱ 中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜

1 実施高等学校

中高一貫教育（連携型）を行う県立小国高等学校

2 出願資格

入学を志願できる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 平成30年3月に、当該高等学校との間で中高一貫教育（連携型）を行っている中学校を卒業する見込みの者で、合格した場合必ず入学する者
- (2) 中高一貫教育（連携型）を行っている中学校での学習を踏まえ、当該高等学校における学習に対する意欲と目的意識を持っている者

3 募集人員

募集人員は、当該高等学校の募集定員の範囲内で当該高等学校長が定める。

4 出願期間

平成30年1月19日（金）から1月24日（水）までの間、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。ただし、土曜日及び日曜日は除く。

5 出願手続等

(1) 出願手続

ア 出願者による手続

出願者は、次の書類を在学する中学校長を経由して出願先の高等学校長に提出する。

- (ア) 入学願（様式1-(2)に準拠して当該高等学校長が定める。）
- (イ) 受検票（様式2）
- (ウ) 写真票（様式3）
- (エ) 当該高等学校長が課した課題
- (オ) 自己申告書（様式5）
（※ I前期（特色）選抜7の(1)のアの(オ)を参照のこと。）
- (カ) 入学者選抜手数料（2,200円）

イ 中学校長による手続

- (ア) 調査書（様式6）
（※ I前期（特色）選抜7の(1)のイの(ア)を参照のこと。）
- (イ) 成績一覧表（様式7）
（※ I前期（特色）選抜7の(1)のイの(イ)を参照のこと。）

ウ 高等学校長による手続

高等学校長は、提出された上記アの(ア)～(カ)を受理した場合は、受検票を交付する。

(2) 出願の制限

ア 出願先は、在学する中学校との間で中高一貫教育（連携型）を行っている高等学校のみとする。

イ 熊本県立高等学校入学者選抜の前期（特色）選抜との併願はできないものとする。

6 選抜

(1) 実施日

平成30年2月1日（木）

(2) 検査場

検査場は、出願した高等学校とする。

(3) 検査の実施

ア 検査場の責任者は、当該高等学校の校長とする。

イ 校長は、当該高等学校の教職員を指揮して検査を実施する。

(4) 検査内容

ア 面接

面接は、出願者全員に対して、当該高等学校において実施する。面接に当たっては、公正かつ円滑に行われるようあらかじめ校内に面接委員会を設け、面接方法・質問事項等について十分検討するものとする。

イ 作文

(ア) 作文（400字、30分）は、出願者全員に対して、出願した高等学校で行うことができる。

(イ) 作文の実施に当たっては、あらかじめ校内に作文委員会を設け、作文のテーマや実施方法等について十分検討するものとする。

(5) 選抜方法

ア 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校長から提出された書類、当該高等学校長が課した課題、面接及び作文等の結果を資料として行い、学力検査は実施しない。

なお、課題については、当該高等学校長は平成29年11月10日（金）までに当該中学校長に通知する。

イ 選抜基準

選抜基準は、当該高等学校長が定める。

(6) その他

入学願、調査書及び成績一覧表等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

7 選抜結果の通知等

選抜結果は、平成30年2月9日（金）に、当該高等学校長から出願者の在学する中学校長に通知（様式10）するとともに、合格内定者に対しては、中学校長をとおして本人に通知（様式11）する。

ただし、選抜結果の通知書は、出願者の在学する中学校長又はその代理者に手交することができる。

8 合格者の発表

平成30年3月14日（水）に、後期（一般）選抜の合格者と同時に、当該高等学校において、受検番号で発表する。

9 不合格者の取扱い

- (1) 選抜の結果、不合格になった者は、改めて後期（一般）選抜に出願することができる。なお、同一の高等学校に再び出願する場合は、出願に必要な書類のうち、調査書、成績一覧表を省略するものとする。
- (2) 高等学校長は、不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人宛て、親展便にて返却するものとする。

Ⅲ 後 期（ 一 般 ） 選 抜

1 趣 旨

受検者の中学校教育における学習成果を総合的に評価する。

2 実施学科等

全日制課程及び定時制課程の全学科・コース

3 出願資格

入学を志願できる者は、本県の前期（特色）選抜又は中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜に合格した者以外の者であるとともに、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成30年3月に中学校を卒業見込みの者又は中学校を卒業した者
- (2) 平成30年3月に中等教育学校の前期課程を修了見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当し、中学校を卒業した者と同以上の学力があると認められた者

4 入学者選抜の方法

- (1) 入学者の選抜は、出身中学校長から送付された調査書、成績一覧表等の書類及び選抜のための学力検査の成績等を資料として、各高等学校、学科・コースの特色に応じて、その教育を受けるに必要な能力・適性等を判定して行う。
- (2) 調査書の各教科の学習の評定と学力検査の成績を選抜の主たる資料とする。
- (3) 身体については、修学不可能と認められる者を除くほか、選抜に差等をつける資料としない。
- (4) 定時制課程の志願者で、満20歳以上の者（平成10年4月1日以前に生まれた者。）のうち、希望する者については、学力検査に代えて作文及び面接を実施する。（以下、「成人特別措置」という。）
- (5) 美術科並びに普通科の美術コース、美術工芸コース、芸術コース及び体育コースへの出願者に対しては、実技検査を実施する。
- (6) 高等学校長は、職業教育を主とする学科及び定時制課程への出願者に対して面接を実施することができる。
- (7) 入学願、調査書及び成績一覧表等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

5 募集人員

募集人員は、募集定員から前期（特色）選抜又は中高一貫教育（連携型）に係る入学
者選抜の合格内定者数を減じた数とする。なお、中高一貫教育（連携型）を行う高等学
校において定員が充足した場合は、若干名を募集人員とする。また、中高一貫教育（併
設型）を行う高等学校においては、募集定員から併設する中学校からの入学予定者数を
減じた数とする。

6 通学区域等

通学区域は、熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（付表）による。

同規則第4条による特例等は、次のとおりとする。

- (1) コースを除く普通科については、学区外の出願者に入学を許可し得る数を、募集人
員の13パーセント以内とする。ただし、人数が最大でも0となる場合は、1人とす
ることができる。
- (2) 学区外の出願者のうち、県外からの出願者に入学を許可し得る数は、募集人員の5
パーセント以内とする。ただし、次のア、イについては、この限りでない。
ア 募集人員の5パーセント以内の人数が最大でも0となる場合は、1人とすること
ができる。
イ 県境の市町村に所在する高等学校においては、県教育委員会に申請し、承認を受け
ることによって、高等学校が所在する市町村と隣接する県外の市町村に保護者の生
活の本拠がある出願者に入学を許可し得る数を、次の(ア)、(イ)により変更すること
ができる。
(ア) コースを除く普通科については、募集人員の13パーセント以内の範囲で変更
することができる。
(イ) 上記(ア)以外の学科・コースについては、募集人員の20パーセント以内の範囲
で変更することができる。
- (3) (1)、(2)にかかわらず、特色のある学科・コースを設置する高等学校においては、
県教育委員会に申請し、承認を受けることによって、当該の学科・コースへの学区外
からの出願者に入学を許可し得る数を、募集人員の20パーセント以内の範囲で変更
することができる。なお、特色のある学科・コースとは、教育課程が全国あるいは九
州で特色のある学科・コースのことをいう。
- (4) (2)のイ及び(3)における変更内容については、各高等学校が作成する募集要項等
によって周知することとする。

7 出願期間

- (1) 出願期間は、平成30年2月13日（火）から2月16日（金）までの間、毎日午
前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする（定時制課程は、毎日午前9
時から午後7時までとし、最終日は正午までとする。）。なお、郵送による出願の場
合は、2月15日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (2) 県外からの出願においても出願期間は(1)に示すとおりであるが、転勤等やむを得ない事情によってこの期間に出願できなかった場合には、入学式当日までに志願先の高等学校の学区内に保護者とともに確実に転居し、入学後も通学区域内から通学することが確認できることを条件に、特例として平成30年2月23日(金)から2月28日(水)午後4時まで受け付ける。ただし、土曜日及び日曜日は除く。なお、この場合、やむを得ない事情のため平成30年2月16日(金)までに出席できなかったことを証明する書類を添付すること。

8 出願手続等

(1) 出願手続

ア 出願者による手続

出願者は、次の書類を出身中学校長を経由して出願先の高等学校長に提出する。

- (ア) 入学願(様式1-(3)に準拠して各高等学校長が定める。)
 - (※ I前期(特色)選抜7の(1)のアの(ア)を参照のこと。)
- (イ) 受検票(様式2)
- (ウ) 写真票(様式3)
- (エ) 農業自営者養成学科入学志願者調書(様式4)
 - a I前期(特色)選抜7の(1)のアの(エ)を参照のこと。
 - b 前期(特色)選抜の出願先と同一の高等学校に再び出願する場合は、農業自営者養成学科入学志願者調書の提出を省略するものとする。
- (オ) 自己申告書(様式5)
 - (※ I前期(特色)選抜7の(1)のアの(オ)を参照のこと。)
- (カ) 定時制課程における成人特別措置申請書(様式12)
 - 成人特別措置(※ 4の(4)を参照のこと。)の適用を受けようとする者は、成人特別措置申請書を添付しなければならない。
- (キ) 海外帰国生徒等の特別措置適用申請書(様式21)
 - 海外帰国生徒等の特別措置(※ VIIの2を参照のこと。)の適用を受けようとする者は、特別措置適用申請書を添付しなければならない。
- (ク) 県外公立高等学校入学志願についての証明書(様式20)
 - (※ I前期(特色)選抜7の(1)のアの(ク)を参照のこと。)
- (ケ) 入学者選抜手数料

入学者選抜手数料は、全日制課程は2,200円、定時制課程は950円とする。いったん受理した入学者選抜手数料は、理由のいかんを問わず返付しない。

イ 中学校長による手続

中学校長は、出願者から提出された上記アの(ア)~(ケ)のほか、次の書類を出願先の高等学校長に提出する。

- (ア) 調査書(様式6)
 - a I前期(特色)選抜7の(1)のイの(ア)を参照のこと。ただし、出身中学校長は、調査書を平成30年2月23日(金)から2月27日(火)午後4時までに提出するものとする。ただし、土曜日及び日曜日は除く。
 - b 前期(特色)選抜又は中高一貫教育(連携型)に係る入学者選抜の出願先と同一の高等学校に再び出願する場合は、調査書の提出を省略するものとする。

(イ) 成績一覧表（様式 7）

- a I 前期（特色）選抜 7 の(1)のイの(イ)を参照のこと。ただし、出身中学校長は、成績一覧表を平成 30 年 2 月 23 日（金）から 2 月 27 日（火）午後 4 時までに提出するものとする。ただし、土曜日及び日曜日は除く。
- b 前期（特色）選抜又は中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜の出願先と同一の高等学校に再び出願する場合は、成績一覧表の提出を省略するものとする。
- c 県外の中学校長は、熊本県教育委員会（熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号、熊本県教育庁教育指導局高校教育課長宛て）及び出願先の高等学校長に、成績一覧表を平成 30 年 2 月 23 日（金）から 2 月 27 日（火）までに各 1 部提出しなければならない。ただし、土曜日及び日曜日は除く。なお、様式については、志願先の高等学校長に問い合わせること。

ウ 高等学校長による手続

高等学校長は、提出された上記アの(ア)～(ケ)を受理した場合は、受検票を交付する。

(2) 出願の制限

出願は、1 校限りとする。いったん入学願を提出した後は、(3)の「出願変更」及び(4)の「出願取消し」の場合を除き、どのような変更（出願期間内に、ある高等学校への出願を取り下げて、別の高等学校に出願することも含む。）も認めない。

(3) 出願変更

ア 出願した高等学校、課程、学科・コースを変更したい者は、1 回に限り変更することができる。

イ 出願変更期間は、平成 30 年 2 月 19 日（月）から 2 月 22 日（木）までとし、この期間にウの出願変更の手続をすべて完了するものとする。受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとし、最終日は正午までとする。なお、郵送による出願変更は受け付けない。

ウ 出願変更の手続は、次のとおりとする。

(ア) 異なる高等学校に出願変更する場合

- a 出願変更したい者は、出身中学校長を経て、出願した高等学校長に、「出願変更願（甲）」（様式 13）、「出願変更願（乙）」（様式 14）と先に交付された受検票を提出し、所定の欄に証明を受けた「出願変更願（乙）」と先に提出した入学願、写真票を受け取る。（自己申告書を提出した場合は、自己申告書も受け取る。「出願変更願（甲）」及び受検票は、出願変更前の高等学校で保管する。）
- b 受け取った「出願変更願（乙）」に、新たに作成した入学願、受検票、写真票を添付し、出身中学校長を経て、出願変更先の高等学校長に提出し、受検票の交付を受ける。（自己申告書は新たに作成し、出願変更先の高等学校長にも提出できる。）

(イ) 同じ高等学校の異なる課程、学科・コースに出願変更する場合（同じ高等学校の本校分校間の変更及び第2志望の追加等も含む。）

出願変更したい者は、出身中学校長を経て、出願した高等学校長に、「出願変更願（甲）」と先に交付された受検票に添えて、新たに作成した入学願、受検票、写真票を提出し、先に提出した入学願、写真票を受け取るとともに、受検票の交付を受ける。

エ 入学者選抜手数料については、次の表のとおりとする。

納入する必要がある場合には、新たに出願する際に納入すること。

出 願 変 更 の 区 分	入学者選抜手数料の納入
県立高等学校全日制課程から、同校全日制課程又は他の県立高等学校全日制課程へ	改めて納入する必要はない。
県立高等学校定時制課程から、同校定時制課程又は他の県立高等学校定時制課程へ	
県立高等学校全日制課程から、同校定時制課程又は他の県立高等学校定時制課程へ	先に納入した入学者選抜手数料との差額を納入すること。
県立高等学校定時制課程から、同校全日制課程又は他の県立高等学校全日制課程へ	
県立高等学校から、熊本市立必由館高等学校又は熊本市立千原台高等学校へ	改めて入学者選抜手数料の全額を納入すること。
熊本市立必由館高等学校又は熊本市立千原台高等学校から、県立高等学校へ	

(4) 出願取消し（「出願取消し」とは、出願を取り消した後、どの高等学校へも出願をしない場合をいう。）

出願取消しの場合は、平成30年2月23日（金）以後に、本人、保護者及び出身中学校長連署の上、文書で出願先の高等学校長に届け出なければならない。ただし、土曜日及び日曜日は除く。

9 選 抜

(1) 学力検査

ア 学力検査日時

平成30年3月7日（水）及び8日（木）の両日、午前10時から実施する。

イ 検査場

検査場は、出願した高等学校とする。

ウ 検査の実施

(ア) 検査場の責任者は、当該高等学校の校長とする。

(イ) 校長は、当該高等学校の教職員を指揮して検査を実施する。

エ 学力検査問題

(ア) 検査教科、検査時間及び配点

a 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とし、英語のリスニングテストを英語の検査時間内に実施する。

b 検査時間は、各教科とも50分とする。

c 配点は、各教科とも50点とする。

(イ) 学力検査問題の作成及び検査の実施

学力検査は、問題を県教育委員会が作成し実施する。

(ウ) 学校選択問題

各高等学校長は、数学及び英語の学力検査において、県教育委員会が作成した学校選択問題の中から、自校の受検者が解答する問題を指定する。

なお、英語の学校選択問題については、リスニングテストも含む。

(エ) 学力検査時間割

第1日 3月7日（水）※集合時刻については各高等学校の募集要項による。

	教科	開始時刻	終了時刻	検査時間(分)
第1時限	国語	10:00	10:50	50
休憩				
第2時限	理科	11:10	12:00	50
休憩				
第3時限	英語 (リスニングテストを含む。)	13:10	14:00	50

第2日 3月8日（木）

	教科	開始時刻	終了時刻	検査時間(分)
第1時限	社会	10:00	10:50	50
休憩				
第2時限	数学	11:10	12:00	50

オ 得点の特別処理

(ア) 理数科及び普通科の理数コースにおいては、数学の得点を、英語科並びに普通科の英語コース及び国際コースにおいては、英語の得点を2倍にして処理する。

(イ) 職業教育を主とする学科においては、学科の特性に応じた教科の得点を2倍にして処理することができる。

(ウ) 全日制の単位制高等学校（総合学科を含む。）においては、次のa、bのいずれかを選択することができる。

a 5教科の中で、得点が高い方から2教科の得点を2倍にして処理する。

b 5教科の中で、受検者があらかじめ申告した2教科の得点を2倍にして処理する。

カ 選抜の手順

選抜は、次の手順による。

(ア) 各受検者について、学力検査を行った5教科（国語、社会、数学、理科、英語）の検査得点を合計し、合計点の高い順に順位をつける。なお、上記オの得点の特別処理を適用する学科・コースにおいては、当該教科の検査得点を2倍して、他の教科の検査得点と合計し、合計点の高い順に順位をつける。

(イ) 調査書の評定については、次のa～cの手順で総計点を算出し、総計点の高い順に順位をつける。

a 学力検査を行う5教科（国語、社会、数学、理科、英語）については、教科ごとに、第1学年及び第2学年の評定に、第3学年の評定を2倍したものを加えて合計し、さらに、その合計点を、学力検査の得点を用いて補正する。（別表を参照）

【別表】

得点 評定 の合計点	50	47	44	41	38	35	32	29	26	23	20	17	14	11	8	5	2
	48	45	42	39	36	33	30	27	24	21	18	15	12	9	6	3	0
20	20	20	19	19	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12
19	20	19	19	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12
18	19	19	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11
17	19	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11
16	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10
15	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10
14	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9
13	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9
12	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8
11	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8
10	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7
9	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7
8	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7	6
7	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7	6	6
6	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7	6	6	5
5	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7	6	6	5	5
4	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7	6	6	5	5	4

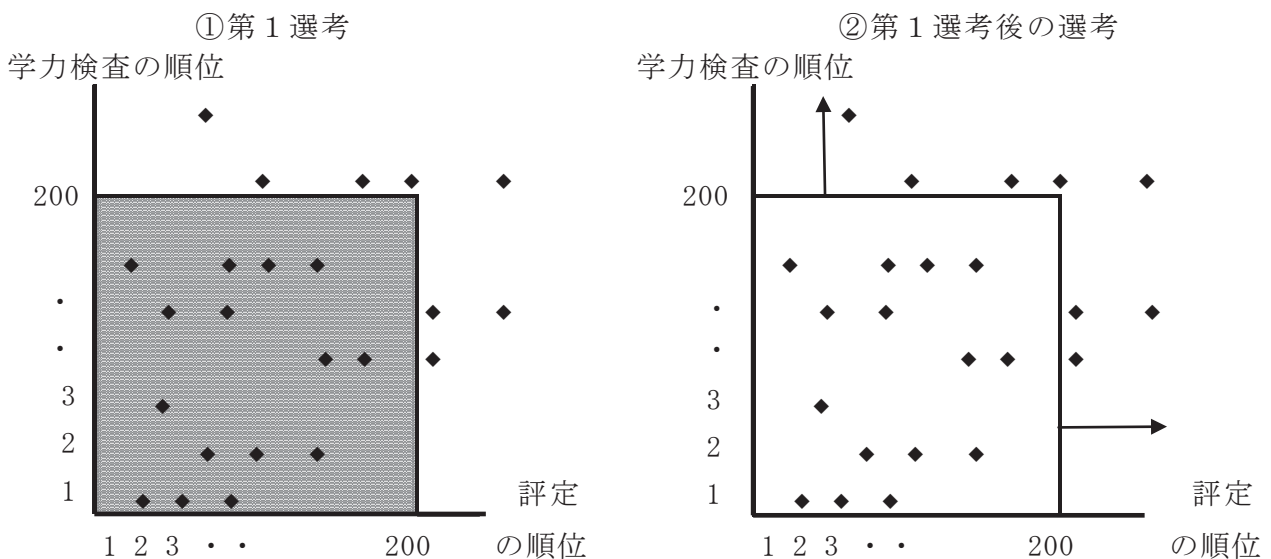
b 学力検査を行わない4教科（音楽、美術、保健体育、技術・家庭）については、教科ごとに、第1学年及び第2学年の評定に、第3学年の評定を2倍したものを加えて合計する。

c aで補正した5教科の合計点に、bの4教科の合計点を加えて総計点を算出する。

(f) 受検者の中で、(f)の学力検査の順位、(i)の評定の順位が、ともに募集人員以内にある者を対象に、第1選考として、その中から合格者を決定する。

(e) 第1選考での合格者数が募集人員に満たない場合、各高等学校長は、選考の選抜基準を定め、第1選考の合格者以外の者の中から残りの合格者を決定する。

(参考) 募集人員が200人の場合の例



選抜基準は各高等学校で定める。

キ 受検者の携帯品

受検者は、受検票、筆記用具、消しゴム、定規、コンパス及び実技検査に必要な用具を持参すること。ただし、分度器付き定規、分度器付きコンパス、分度器、下敷き、電卓、計算機能・辞書機能・地図表示機能を持つ時計、移動通信機器（携帯電話等）等、検査上公正を欠くものの検査室への持ち込みは許さない。

ク 出願の手続をした者が、検査当日に病気その他やむを得ない事情のため欠席し、その理由が出身中学校長によって証明された者については、出願先の高等学校長は、この学力検査に代わる他の適当な措置を講じることができる。

(2) 作文、面接、実技検査及び健康診断

ア 作文

(ア) 定時制課程における成人特別措置により作文を実施する場合は、当該高等学校において、平成30年3月8日（木）に実施する。

(イ) 海外帰国生徒等の特別措置により作文を実施する場合は、当該高等学校において、平成30年3月7日（水）又は8日（木）のいずれか、当該高等学校長が定める日に実施する。

(ウ) 作文は、出願者の適性や意欲・関心等をみるために、800字、50分で実施する。

(エ) 作文の実施に当たっては、あらかじめ校内に作文委員会を設け、作文のテーマや実施方法等については十分検討するものとする。

イ 面接

(ア) 職業教育を主とする学科及び定時制課程への出願者に対して面接を実施する場合は、当該高等学校において、平成30年3月8日（木）に実施する。

(イ) 海外帰国生徒等の特別措置により面接を実施する場合は、当該高等学校において、平成30年3月7日（水）又は8日（木）のいずれか、当該高等学校長が定める日に実施する。

(ウ) 面接に当たっては、公正かつ円滑に行われるようあらかじめ校内に面接委員会を設け、面接方法・質問事項等について十分検討するものとする。

ウ 実技検査

実技検査を実施する場合は、平成30年3月8日（木）学力検査終了後、当該高等学校において実施する。実技検査に当たっては、校内に実技検査委員会を設け、検査の細目等について十分検討し、実施するものとする。

エ 健康診断

高等学校長は、調査書の健康の記録欄によって、より精密な検査を必要と認める場合には、学校医又は公的な医療機関による検査を求めることができる。

10 合格者の発表

(1) 発表の日は、平成30年3月14日（水）とする。

(2) 出願した各高等学校において、受検番号で発表する。

11 不合格者の取扱い

高等学校長は、不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人宛て、親展便にて返却するものとする。

IV 二次募集

〈全日制課程〉

1 実施学科等

合格者数（中高一貫教育（併設型）を行う高等学校においては、併設する中学校からの入学予定者数を含む。）が募集定員に満たない学校、学科・コースについて、二次募集を実施するものとする。

2 出願資格

二次募集を出願することができる者は、平成30年度熊本県公立高等学校入学者選抜の後期（一般）選抜における学力検査（以下、「本検査」という。）を受検した者（定時制課程における成人特別措置による受検者を除く。）で、出願時において、本県の公立高等学校に合格していない者とする。ただし、本検査で受検した高等学校の同一課程の同一学科・コース（第1志望に限る。）に出願することはできない。

3 募集人員

募集定員から、前期（特色）選抜又は中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜、後期（一般）選抜の合格者数を減じた数とする。なお、中高一貫教育（併設型）を行う高等学校においては、募集定員から併設する中学校からの入学予定者数及び後期（一般）選抜の合格者数を減じた数とする。

4 出願期間

出願期間は、平成30年3月15日（木）から3月19日（月）までの間、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。ただし、土曜日及び日曜日は除く。なお、郵送により出願する場合は、出願者の住所、氏名を記入し、82円切手を貼った返信用封筒（定形）を同封の上、3月18日（日）までの消印となるよう投函すること。

5 出願手続等

- (1) 二次募集の志願者は、入学願（二次募集）（様式15）に入学者選抜手数料（2,200円）を添えて、出身中学校長を経て志願先の高等学校長に提出（出願期間内に必着のこと。）し、二次募集受付票（様式16）を受領する。なお、自己申告書は希望すれば提出できる。
- (2) 出願は、1校1学科・コース限りとする。
- (3) 中学校長は、当該志願者が本検査を受検した公立高等学校の校長に、後期（一般）選抜学力検査成績証明書等送付願（様式17）を提出する。（出願期間内に必着のこと。）

(4) 上記(1)において、郵送により提出する場合には、出身中学校長及び志願先の高等学校長は、次の手順をとること。

ア 中学校長は、志願先の高等学校長宛てに入学願及び定額小為替証書（入学者選抜手数料分）を3月18日（日）までの消印になるよう投函し、志願先の高等学校長宛てに入学願のコピー及び定額小為替証書のコピーを3月19日（月）正午までにファクシミリで送信すること。

イ アで、中学校長からのファクシミリを受け取った志願先の高等学校長は、折り返し中学校長宛てに二次募集受付票をファクシミリで送信する。さらに、面接、実技検査等を実施しない場合は、志願者に二次募集受付票を送付し、面接、実技検査等を実施する場合は、志願者に受付票を送付せず、面接、実技検査等当日に本人であることを確認の上、直接手渡すこと。

ウ イで、志願先の高等学校長からの二次募集受付票のファクシミリによる送信を受けた中学校長は、志願者に面接、実技検査等の有無、日時を連絡するとともに、志願者に連絡がとれ次第、志願先の高等学校長に連絡済みの電話連絡を行うこと。

(5) 上記(3)において、郵送にて提出する場合は、中学校長は、当該志願者が本検査を受検した公立高等学校の校長宛てに後期（一般）選抜学力検査成績証明書等送付願を3月18日（日）までの消印となるように投函するとともに、3月19日（月）正午までに、後期（一般）選抜学力検査成績証明書等送付願をファクシミリで送信すること。

6 選抜

(1) 入学者の選抜は、調査書、本検査の結果等を資料として、各高等学校、学科・コースの特色に応じて、その教育を受けるに必要な能力・適性等を判定して行う。

(2) 二次募集を実施する高等学校長は、出願者に対して、平成30年3月20日（火）に、当該の高等学校でⅢ後期（一般）選抜9の(2)のイ、ウに準じて面接、実技検査等を実施することができる。

なお、出願者は面接、実技検査等の有無について二次募集受付票で確認をするとともに、面接、実技検査等が実施される場合は、二次募集受付票を持参すること。（郵送による出願の場合を除く。）

(3) 入学願等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

7 選抜結果の通知等

二次募集を実施した高等学校の校長は、選抜結果について、平成30年3月22日（木）に、出願者に郵送で通知（様式18）するとともに、出身中学校長に通知（様式19）する。

8 不合格者の取扱い

高等学校長は、不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人宛て、親展便にて返却するものとする。

〈定時制課程〉

1 実施学科等

合格者数が募集定員に満たない学校、学科・コースについて、二次募集を実施するものとする。

2 出願資格

二次募集を出願することができる者は、出願時において、本県の公立高等学校に合格していない者とする。ただし、本検査で受検した高等学校の同一課程の同一学科・コース（第1志望に限る。）に出願することはできない。

3 出願手続等

出願は、1校1学科・コース限りとする。

4 実施要項

実施要項は当該高等学校長が定める。

5 不合格者の取扱い

高等学校長は、不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人宛て、親展便にて返却するものとする。

V 県外からの出願及び県外への出願の手続

1 県外中学校出身者で熊本県立高等学校に出願する場合

- (1) 県外中学校出身者で熊本県立高等学校に出願する者は、前期（特色）選抜においては、この要項のⅠ前期（特色）選抜7の(1)に示した必要書類等、後期（一般）選抜においては、この要項のⅢ後期（一般）選抜8の(1)に示した必要書類等を出願先の高等学校長に提出すること。
- (2) 当該中学校長は、成績一覧表（様式7）については、熊本県教育委員会（熊本市中央区水前寺6丁目18番1号、熊本県教育庁教育指導局高校教育課長宛て）及び出願先の高等学校長に各1部を前期（特色）選抜においては平成30年1月19日（金）から1月24日（水）までに、後期（一般）選抜においては平成30年2月23日（金）から2月27日（火）までに提出しなければならない。ただし、土曜日及び日曜日は除く。なお、様式については、志願先の高等学校長に問い合わせること。また、当該教育事務所長等の証明はなくてもよい。
- (3) 書類不備の場合、入学願は受け付けない。
- (4) 出願に当たっての必要な書類は、志願先の高等学校長に請求すること。

2 熊本県内中学校出身者で県外公立高等学校に出願する場合

県外公立高等学校に出願する者で、出願しようとする公立高等学校所在の都道府県教育委員会等が要求する提出書類の中に、熊本県教育委員会の証明等を必要とする書類がある場合には、必要とする部数より1部多い部数を、必要とする日の少なくとも10日前までに熊本県教育委員会に提出しなければならない。

VI 身体に障がいがある受検者への配慮事項

1 手続の方法等

- (1) 中学校長は、身体に障がいがあるため、通常の方法により受検することが困難と認められる者が志願する場合には、すみやかに出願予定の高等学校長へ連絡すること。
- (2) 高等学校長は、身体に障がいがあるため、通常の方法により受検することが困難と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、検査方法や検査場等について適切な措置を講じるものとする。

2 具体的な配慮

検査時間の延長、問題用紙の拡大、英語のリスニングテストにおけるテロップ受検など。

Ⅶ 海外帰国生徒等の取扱い

1 海外帰国生徒等への配慮事項

- (1) 中学校長は、海外帰国生徒、中国等帰国生徒及び外国人生徒で、特別の配慮が必要と認められる者が志願する場合には、すみやかに出願予定の高等学校長へ連絡すること。
- (2) 高等学校長は、海外帰国生徒、中国等帰国生徒及び外国人生徒で、特別の配慮が必要と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、検査時間の延長など、検査方法や検査場等について適切な措置を講じるものとする。

2 後期（一般）選抜における海外帰国生徒等の特別措置

(1) 対象者

次のア～ウのいずれかに該当する海外帰国生徒等で、特別措置による受検を希望する者

ア 中国等帰国生徒で、原則として、帰国後小学校4年以上の学年に編入学した者、又は帰国時すでに学齢を超過してわが国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成24年4月1日以降に帰国した者

イ 外国人生徒で、原則として、入国後小学校4年以上の学年に編入学した者、又は入国時すでに学齢を超過してわが国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成24年4月1日以降に入国した者

ウ 海外帰国生徒で、原則として、在外教育施設（日本人学校等）以外の学校に引き続き1年以上在学し、かつ、平成27年4月1日以降に帰国した者

(2) 特別措置の内容

ア 5教科（国語、社会、数学、理科、英語）の中から志願者があらかじめ選択した3教科の学力検査と、作文及び面接を実施する。

イ 作文は、出願者の適性や意欲・関心等をみるために、800字、50分で実施する。

(3) 海外帰国生徒等の特別措置は、全日制課程及び定時制課程の全学科・コースで実施し、入学を許可し得る数は、各高等学校の募集人員枠内で若干名とする。

(4) 出願手続等

ア この特別措置の適用を受けようとする者は、海外帰国生徒等の特別措置適用申請書（様式21）を入学願とともに出願先の高等学校長に提出すること。

イ 高等学校長は、上記申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、県教育委員会の承認を受けて、特別措置を実施するものとする。

Ⅷ 郵送による個人情報提供

出願者の希望があれば、次のとおり、郵送による個人情報の提供を受けることができる。

1 提供する個人情報

平成30年度熊本県立高等学校入学者選抜の後期（一般）選抜における学力検査の教科別得点及び合計得点

2 提供を希望できる者

上記1の学力検査の出願者本人

3 提供する期日等

平成30年3月23日（金）から3月28日（水）までの間に、各高等学校から本人宛て簡易書留にて発送する。

4 提供を希望する際の手続等

- (1) 個人情報の提供を希望する出願者は、提供希望願（様式22）及び返信用封筒（長形3号）を、入学願とともに出願先の高等学校長に提出すること。なお、返信用封筒には、出願者本人の住所、氏名を記入し、返信用切手392円分（郵送料82円分及び簡易書留の料金310円分）を貼ること。
- (2) 出願変更をする場合は、出願者は、先に提出した高等学校長から、提供希望願及び返信用封筒を受け取り、新たに出願変更をする高等学校長に提出すること。

5 留意事項

- (1) 提供希望願（様式22）の用紙は、中学校において作成すること。
- (2) 中学校長は、入学願及び提供希望願により、提供の希望の有無を確認すること。さらに、返信用封筒の宛名が出願者本人であり、宛先が出願者本人の住所であることを入学願により確認すること。また、切手の貼付の有無も確認すること。

Ⅸ そ の 他

1 入学者選抜事務処理要項

入学者選抜事務処理要項は別に定め、各高等学校長に通知する。

2 文部科学省指定農業経営者育成高等学校の農業自営者養成学科入学志願者に対する農業自営志願に関する証明書等

文部科学省指定農業経営者育成高等学校（熊本県立菊池農業高等学校）の農業自営者養成学科入学志願者に対しては、校長は、県教育委員会の承認を受けて、農業自営者養成学科入学志願者調書（様式4）に加えて、農業自営志願に関する証明書等の書類提出を求めることができるものとする。

3 高等学校通信制課程及び専攻科の入学者選抜要項

高等学校通信制課程及び専攻科については、当該高等学校長は、県教育委員会の承認を受けて、この要項に準じた入学者選抜要項を定めるものとする。

4 中高一貫教育（併設型）に係る当該併設型高等学校への入学について

県立中学校第3学年の課程を修了後、引き続き当該併設型高等学校への入学を志願する者に対しては、選抜を行わない。ただし、他の高等学校等へ出願した場合は、この限りではない。

様式 2

受 検 票			
前期 ・ 中高一貫 ・ 後期 (特色) (連携型) (一般)			
※ 受検番号			
学科・コース			
ふりがな		性	
氏 名		別	
生年月日	昭和 年 月 日 平成		
出身中学校	学校名		
卒業年月	昭和 年 月 卒 業 平成 卒業見込み		
検 査 場			
出身中学校長職印	志願高等学校長職印		

- (注) 1 「前期(特色)・中高一貫(連携型)・後期(一般)」等は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「※受検番号」の欄には記入しないこと。
- 3 「学科・コース」の欄には、志望の学科・コースを記入すること。なお、複数の志望がある場合は、第1志望のみを記入すること。
- 4 出身中学校長職印を押印の後、出願すること。
- 5 この受検票は、受検者本人であることを証明するものとなりますので、大切に保管しておいてください。

[熊本県教育委員会]

様式 3

写 真 票	
前期 ・ 中高一貫 ・ 後期 (特色) (連携型) (一般)	
(写 真)	
受 検 番 号	
ふりがな	性別
氏 名	()
出身中学校	

- (注) 1 「前期(特色)・中高一貫(連携型)・後期(一般)」の部分は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 写真は、平成29年9月以降に撮影したもの(たて5.0cm、よこ3.5cm)で、脱帽、正面、上半身のものとする。

[熊本県教育委員会]

様式4

入学願の	
受付番号	

農業自営者養成学科入学志願者調書

中学校名	氏 名	性別
立 中学校		

1 農業自営者養成学科を志望する理由等

(1) 本人の意志

(2) 保護者の意見

2 将来の希望等

(1) 卒業後の希望進路（該当する欄に○を付けること。）

農業自営	進学後農業自営	農業関連就職	進学後農業関連就職	その他

(2) 上記（1）についての具体的な夢や希望

上記の理由により貴校を志望していることを証明します。

平成 年 月 日

中学校長 氏名

職印

調 査 書(裏)

〔熊本県教育委員会〕

※入学願の受付番号	氏 名

総合的な学習の時間の記録
(注) 学習活動、評価等を記入のこと。

特別活動の記録
(注) 在学中の主な事実や活動状況について記入のこと。

行 動 の 記 録
(注) 全体的にとらえた生徒の特徴について記入のこと。

総合所見及び指導上参考となる諸事項
(注) 生徒の特技や趣味、奉仕活動等について記入のこと。

健康の記録
(注) 指導上、受検上配慮すべき事項について記入のこと。

出 欠 の 記 録			
	1 年	2 年	3 年
年間出席しなければならない日数	日	日	日
欠席日数	日	日	日
備考 (欠席の理由等)			

本書の記載事項には誤りのないことを証明する。

平成 年 月 日

学校所在地

学校名

校長氏名

記載者職氏名

職印

印

《調査書の記入上の注意》

- ※ 中学校長は、調査書委員会を設け、作成された調査書について、記載内容を生徒指導要録と照合のうえ審査を行い、公正かつ遺漏のないようにしなければならない。
- ※ 調査書は、生徒指導要録に基づいて厳正かつ記載不備のないように作成しなければならない。
- ※ 出身中学校長は、調査書を、前期（特色）選抜・中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜においては、平成30年1月19日（金）から1月24日（水）正午までに、後期（一般）選抜においては、平成30年2月23日（金）から2月27日（火）午後4時までに、出願先の高等学校長に提出しなければならない。

1 「編入学、転入学、転学・退学等の記録」の欄

該当するものがない場合は、斜線を引くこと。

2 「観点別学習状況」の欄

- (1) 観点ごとに、評価が「A」の場合のみ○印を記入し、それ以外は空欄とすること。
- (2) 第3学年在校生については平成29年12月31日までの評価を記入すること。

3 「各教科の学習の記録」の欄

- (1) 各学年の欄には、生徒指導要録に基づいた評定（第3学年在校生は平成29年12月31日までの評定）を記入すること。
- (2) 「選択教科」で、年間の中で前期、後期で異なる教科（コースを含む。）を履修した場合は、それぞれ記入すること。その際、前期、後期の区別を付ける必要はない。なお、履修しなかった教科は、空欄とすること。

4 「特別活動の記録」の欄

記載事項が特にない場合は、「特記事項なし」と記入すること。

5 「出欠の記録」の欄

- (1) 第3学年在校生については、平成29年12月31日現在で記入すること。
- (2) 欠席が0の場合は、「備考（欠席の理由等）」の欄は斜線を引くこと。

6 「健康の記録」の欄

中学校で指導上特に配慮した事項、受検上配慮すべき事項など、特記事項があれば記入すること。特記事項がない場合は、「特記事項なし」と記入すること。

7 その他

- (1) 様式は一切変更しないこと。
- (2) 氏名は、生徒指導要録の記載と同一であれば、ゴム印でも認める。
- (3) 誤記を訂正する場合は、二本線で消し、その上から記載者の訂正印を押して、正しく書き直すこと。
- (4) 複写したものに校長の職印及び記載者の印を押印することで、調査書とすることができる。
- (5) 「※ 入学願の受付番号」の欄には、記入しないこと。

《成績一覧表についての留意点》

- 1 第3学年に在籍するすべての生徒（特別支援学級の生徒も含む。）について、個人ごとに、第1学年から第3学年までの各教科の評定を入力すること。
- 2 何らかの事情で、評定を出すことができない場合は、その評定の部分を空欄とし、その旨を下の備考欄に記述すること。
- 3 「3 備考」の番号及び氏名は、「1 各学年の評定等」の番号及び氏名と一致すること。
- 4 順位百分率とは、その個人より評定合計（中学校3年間の評定の合計で、最高135点。）の多い者の第3学年全体に占める割合を百分率で表したものの。
- 5 氏名の文字で、入力できない漢字については、代替できる漢字がある場合は代替すること。代替できる漢字がない場合は、その文字を入力せず、出力したものに手書きすること。
- 6 様式は一切変更しないこと。（入力しないページがあっても、様式どおりにしておくこと。）
- 7 (1) 教育事務所等に提出する成績一覧表は、「1 各学年の評定等」の欄は、入力したページのみ、「2 教科別5段階評定の人数及び割合」及び「3 備考」の欄は、必ず印刷すること。
(2) 用紙は、A4判横置きで片面印刷すること。
(3) プリントアウトした成績一覧表1部を原本として中学校で保管し、教育事務所等には、原本を複写したものに校長の職印を押印し、提出すること。
- 8 全日制課程、定時制課程のある高等学校に対しては、志願者がある場合には、それぞれに送付すること。

前期（特色）選抜の選抜結果通知書

平成 年 月 日

学校長 様

高等学校名

校長氏名

職印

平成 年度熊本県立高等学校入学者選抜の前期（特色）選抜に当たり、貴校から本校に
願した者の選抜結果は、下記のとおりです。

記

合格内定者

学科・コース	受検番号	氏 名

不合格者

学科・コース	受検番号	氏 名

前期（特色）選抜の合格内定通知書

受検番号

出身学校

氏 名

あなたは、平成 年度熊本県立
されましたが、選抜の結果、

高等学校の前期（特色）選抜を志願

科
に合格が内定しましたので通知します。
コース

平成 年 月 日

高等学校名

校長氏名

職 印

中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜の 選抜結果通知書

平成 年 月 日

中学校長 様

高等学校名

校長氏名

職印

平成 年度熊本県立高等学校入学者選抜の中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜に当
たり、貴校から本校に出願した者の選抜結果は、下記のとおりです。

記

合格内定者

受検番号	氏 名

不合格者

受検番号	氏 名

中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜の 合格内定通知書

受 検 番 号

出身中学校

氏 名

あなたは、平成 年度熊本県立 高等学校の中高一貫教育（連携型）

に係る入学者選抜を志願されましたが、選抜の結果、合格が内定しましたので通知します。

平成 年 月 日

高等学校名

校長氏名

職印

定時制課程における成人特別措置申請書

平成 年 月 日

熊本県立 高等学校長 様

(ふりがな)

本人氏名 印

昭和 年 月 日生 (性別)
平成

平成 年度熊本県立高等学校入学者選抜要項の「Ⅲ 後期(一般)選抜の4の(4)」により、
定時制課程における成人特別措置の適用を申請します。

(注) 「※ 受検番号」の欄には、記入しないこと。

出 願 変 更 願 (甲)

平成 年 月 日

_____ 高等学校長 様

課 程	全 日 制 ・ 定 時 制	受 検 番 号	
学 科	第 1 志 望	出 願 者	フリがな 氏 名 性 別 () 昭和 平成 年 月 日 生
	第 2 志 望		
	第 3 志 望		
	第 4 志 望		
	科 コ ー ス		
	科 コ ー ス		
	科 コ ー ス		
	科 コ ー ス		

上記のとおり貴校に入学願を提出しましたが、下記のように出願変更したいので
 お願いします。

記

学 校	高等学校	学 科	第 1 志 望	科 コ ー ス
			第 2 志 望	科 コ ー ス
			第 3 志 望	科 コ ー ス
			第 4 志 望	科 コ ー ス
課 程	全 日 制 ・ 定 時 制			

出願者氏名	
保護者氏名	印

中学校長 証 明 欄	上記の出願変更は適当であると認めます。 平成 年 月 日 中学校長 氏名	<div style="border: 1px dashed black; width: 60px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div> 職 印
-------------------	--	--

- (注) 1 あて先は、最初に出願した高等学校名を記入すること。
 2 「全日制・定時制」等は、該当するものを○で囲むこと。
 3 出願者が成人のときは、出願者氏名欄に押印し、保護者欄の記載は要しない。
 4 ※印の欄は、記入しないこと。

出 願 変 更 願 (乙)

平成 年 月 日

高等学校長 様

学 校	高等学校	受 検 番 号		
課 程	全日制 ・ 定時制	出 願 者	ふりがな 氏 名 性別 () 昭和 年 月 日 生 平成	
学 科	第 1 志望			科 コース
	第 2 志望			科 コース
	第 3 志望			科 コース
	第 4 志望	科 コース		

先に上記のとおり出願しましたが、下記のように出願変更したいのでお願いします。

記

学 校	高等学校	学 科	第 1 志望	科 コース
			第 2 志望	科 コース
			第 3 志望	科 コース
			第 4 志望	科 コース
課 程	全日制 ・ 定時制			

出願者氏名	
保護者氏名	印

中学校長 証 明 欄	上記の出願変更は適当であると認めます。 平成 年 月 日 中学校長 氏名 [職 印]
高等学校長 証 明 欄	上記出願者の「出願変更願 (甲) 」を受理したことを証明します。 平成 年 月 日 高等学校長 氏名 [職 印]

- (注) 1 あて先は、最初に出願した高等学校名を記入すること。
 2 「全日制・定時制」等は、該当するものを○で囲むこと。
 3 出願者が成人のときは、出願者氏名欄に押印し、保護者欄の記載は要しない。
 4 ※印の欄は、記入しないこと。

二次募集受付票

受付番号	
ふりがな 氏 名	
生年月日	昭和 平成 年 月 日
出身中学校	
面接の有無	有 [日時]] 無 [場所]]
実技検査の有無	有 [日時]] 無 [場所]]
その他の検査の有無	有 [日時]] 無 [場所]] 無 [内容]]

平成 年 月 日

熊本県立

高等学校長

氏 名

職印

- (注) 1 面接等が実施される場合は、本票を持参すること。
 2 「昭和 平成」等は、該当するものを○で囲むこと。

後期（一般）選抜学力検査成績証明書等送付願 （全日制課程二次募集用）

平成 年 月 日

熊本県立 高等学校長 様

出身中学校名

校長氏名

職印

下記の者が、平成 年度熊本県立高等学校入学者選抜の全日制課程の二次募集に出願しますので、本人の後期（一般）選抜学力検査成績証明書、調査書の写し及び写真票を、出願先の高等学校長あて送付くださるようお願いいたします。

記

本 検 査 受 検 番 号		
本 検 査 受 検 者 氏 名		
二 次 募 集	出 願 高 等 学 校 名	
	出 願 学 科 ・ コー ス 名	

選 抜 結 果 通 知 書

平成 年 月 日

受付番号

氏 名 様

熊本県立 高等学校長

氏 名

職印

あなたは平成 年度熊本県立高等学校入学者選抜の全日制課程
の二次募集において、本校 科 コース
に となりましたので、お知らせします。

二次募集の選抜結果通知書

平成 年 月 日

学校長 様

高等学校名

校長氏名

職 印

平成 年度熊本県立高等学校入学者選抜の全日制課程の二次募集に当たり、貴校から本校に出願した者の選抜結果は、下記のとおりです。

記

合格者

学科・コース	受付番号	氏 名

不合格者

学科・コース	受付番号	氏 名

県外公立高等学校入学志願についての証明書

本人	氏 名			
	生 年 月 日	昭和 平成	年 月 日	
	出身中学校	立 中学校	昭和 平成	年 月 卒業・卒業見込み
	現 住 所			
保護者	氏 名	印		
	現 住 所			
	本人との関係	本人の		
出願先高等学校名		県・市立	高等学校	全日制・定時制
志願の理由（具体的に）				
<p>上記のとおり相違なく、また、本人は本県（道・都・府）内の公立高等学校に出願しないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">都道府県 市町村立 中学校長 氏名</p> <div style="text-align: right; border: 1px dashed black; width: 50px; height: 40px; margin-left: auto; margin-right: 0;">職印</div>				

(注) 「昭和 平成」等は、該当するものを○で囲むこと。

海外帰国生徒等の特別措置適用申請書 (後期 (一般) 選抜)

高等学校長 様 平成 年 月 日

入学志願者氏名 _____

昭和 年 月 日生
平成

保護者氏名 _____ 印

下記により、平成 年度熊本県立高等学校入学者選抜の後期 (一般) 選抜において、海外帰国生徒等の特別措置の適用をお願いします。

記

対象者の区分	1 中国等帰国生徒 2 外国人生徒 3 海外帰国生徒			
海外在留地名				
在留期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
学校教育歴	学校名	所在地(国・都市名)	在学学年	在学期間
			年~ 年	年 月 日~ 年 月 日
希望する学力検査	国語 社会 数学 理科 英語			
その他	(特に参考となることがあれば記入してください。)			

中学校長 証明欄	上記のとおり相違ないことを証明します。 平成 年 月 日 中学校長 氏名 職印
-------------	--

- (注) 1 入学志願者が成人のときは、志願者氏名欄に押印し、保護者欄の記載は要さない。
 2 「対象者の区分」は、該当するものを○で囲むこと。
 3 「希望する学力検査」は、該当するものを3つ、○で囲むこと。
 4 日本に出身中学校がない場合は、中学校長の証明にかえて、住民票の写し等の他の証明資料を提出すること。
 5 ※印の欄は、記入しないこと。

郵送による個人情報の提供希望願

このことについて、下記のとおり郵送による情報提供を希望します。

平成 年 月 日

高等学校長 様

記

1 受検者

受検番号	出身中学校	氏 名
※		印

2 送付先

郵便番号	住 所

記入上の注意

- (1) 太枠の部分を本人が記入すること。
 - (2) 氏名欄には、必ず押印すること。
 - (3) 出願変更をする場合は、新たに作成すること。
- ※ 「受検番号」の欄は、記入しないこと。

※ 高等学校記入欄（点検用）

※	※	※	※
---	---	---	---

(この欄は、記入しないこと。)

○熊本県立高等学校の通学区域に関する規則

昭和39年9月29日
教育委員会規則第15号

最終改正 平成28年7月15日教育委員会規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、熊本県立高等学校の通学区域に関する事項を定めることを目的とする。

(通学区域)

第2条 熊本県立高等学校の全日制の課程の普通科（次項第4号及び第5号を除く。）の通学区域は、別表のとおりとする。

2 熊本県立高等学校の次の各号に掲げる課程、学科及びコースの通学区域は県下全域とする。

- (1) 全日制の課程の専門教育を主とする学科
- (2) 定時制の課程
- (3) 総合学科
- (4) 湧心館高等学校の全日制の課程の普通科
- (5) 普通科のコース

3 併設型中学校から当該併設型高等学校への入学者の通学区域は、県下全域とする。

第3条 通学区域は、保護者の生活の本拠をもって定めるものとする。

第4条 第2条の規定にかかわらず、必要がある場合には、特例を設けることができる。

附 則（平成28年7月15日教育委員会規則第10号）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正前の別表に規定する多良木高等学校の通学区域については、改正後の別表の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間、存続するものとする。

別表

学区名	高等学校名	通 学 区 域	
		地 域 名	備 考
県 央 学 区	済々躰高等学校 熊本高等学校 第一高等学校 第二高等学校 熊本西高等学校 熊本北高等学校 東稜高等学校 御船高等学校 甲佐高等学校 宇土高等学校 矢部高等学校	熊本市 合志市 宇土市 宇城市 上益城郡 下益城郡 菊池郡菊陽町	済々躰高等学校には、菊池市のうち旧泗水町を加える。 第二高等学校には、阿蘇郡西原村を加える。 東稜高等学校には、阿蘇郡西原村を加える。 宇土高等学校には、上天草市のうち旧大矢野町を加える。
県 北 学 区	岱志高等学校 玉名高等学校 鹿本高等学校 菊池高等学校 大津高等学校 阿蘇中央高等学校 小国高等学校 高森高等学校	荒尾市 玉名市 山鹿市 菊池市 阿蘇市 玉名郡 阿蘇郡 菊池郡大津町	玉名高等学校には、熊本市のうち旧植木町を加える。 鹿本高等学校には、熊本市のうち旧植木町を加える。 菊池高等学校には、熊本市のうち旧植木町及び合志市を加える。 大津高等学校には、熊本市のうち旧植木町、合志市及び菊池郡菊陽町を加える。 高森高等学校には、上益城郡山都町のうち旧蘇陽町を加える。
県 南 学 区	八代高等学校 八代清流高等学校 水俣高等学校 人吉高等学校 人吉高等学校五木分校 球磨中央高等学校 天草高等学校 天草高等学校倉岳校 上天草高等学校 天草拓心高等学校	八代市 水俣市 人吉市 天草市 上天草市 葦北郡 球磨郡 八代郡 天草郡	上天草高等学校には、宇城市のうち旧三角町を加える。

熊本県立高等学校入学者選抜に関する問合せ先

〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県教育庁教育指導局 高校教育課

Tel (096) 333-2685

Fax (096) 384-1563

- ※ 土曜日、日曜日及び国民の祝日は、業務を行っておりません。
- ※ 熊本県教育委員会では、ホームページを開設して、高校入試に関する情報を提供しています。

<http://kyouiku.higo.ed.jp/>

発 行 者：熊本県
所 属：高校教育課
発 行 年 度：平成29年度